

## 東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）

### I. 被災船舶の一般的な処理手順

### II. 被災船舶に係る効用の有無の判断の手引き

### III. 被災船舶の所有者情報の問い合わせについて（平成 23 年 3 月 28 日付事務連絡一部改）

### IV. 被災船舶の所有者情報の問い合わせについて

### V. 被災船舶の運搬方法について

### VI. 被災船舶の処理について

### VII. 船舶に使用されるアスベストについて

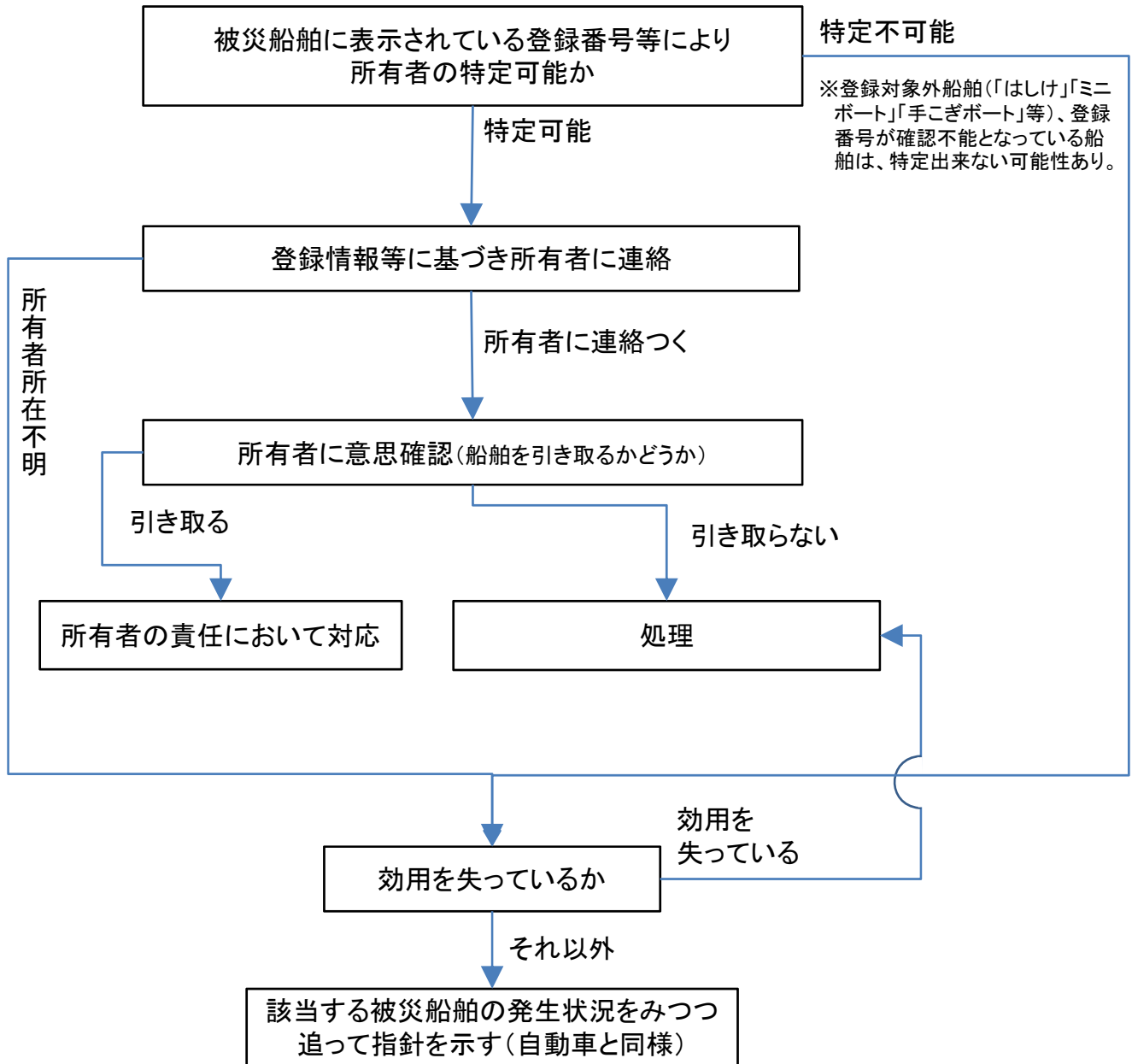
### VIII. 船舶の保険に関する参考情報

### IX. 参考資料

- ①東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去に関する指針について（平成 23 年 3 月 25 日付け通知）
- ②東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する Q & A（平成 23 年 4 月 8 日付け通知）

## I. 被災船舶の一般的な処理手順

- 移動できる船舶は、必要に応じ随時仮置き場等に移動して差し支えない
- 船体の転倒や燃料漏洩等の二次災害のおそれがある場合は、転倒防止対策や油抜き取り等の措置を必要に応じ講じること
- 外形上明らかに効用を失っている被災船舶は処理可能



### 【備考】

- ※ 被災船舶の処理は、所有者が行うのが原則。なお、今回の震災では、津波による被害の特殊性等を踏まえ、「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として、被災市町村が船舶の処理を実施する場合には、災害廃棄物処理事業の補助対象となる。(参考資料②参照)。
- ※ 船舶内の動産については、通常の動産の取り扱いに準ずる。

## Ⅱ. 被災船舶に係る効用の有無の判断の手引き

本手引きは、東日本大震災により被災した船舶について、円滑な処理の観点から、船舶としての効用の判断基準の目安を示すものです。

### 1. 効用の有無の判断について

#### (1) 効用を失っていると推定されるもの

以下のいずれかに該当するものは、効用を失っていると推定されます。

- ・ 船体が破断しており、残骸となっているもの。
- ・ 船体が大破（原形をとどめないほどの大きな破損）をしており、航行が不可能であると認められるもの。
- ・ 家屋や廃棄物に埋まっており、船舶を壊さずには容易に分離することが困難な状態にあるもの。



大破している船舶の例

#### (2) 効用があると推定されるもの／効用の有無の判断に際し、所有者の意思確認が必要なもの

外観上の損傷が見られないものや、船体の一部に破損・欠損があるが全体構造が失われていないものは、水没による機器の損傷等により現状では航行不能な状態であっても、船体の亀裂・穴の修復やエンジンの取替等の修理により使用可能となる可能性があります。

このため、外観上で船体が大破していない船舶の効用の有無の判断には、所有者の意思確認が必要です。所有者がメーカーや修理店に問合せを行った上で判断をするようなケースでは、効用の有無の判断に一定の時間を要する場合がありますと考えられます。

所有者の意思確認の際に、期限を付すなどして処理の円滑化を図ることも重要です。



陸上に乗り上げており、ほとんど損傷が見られない船舶の例



船体は一部損傷しているが、所有者が引き取る旨の表示されている船舶の例



先端のみが損傷している船舶の例

## 2. 各ケースの処理について

- (1) 所有者が判明せず、又は所有者と連絡がつかない場合であって、1.(1)に該当する場合は、災害廃棄物の処理や復旧活動に支障となっている場合は、処理をして差し支えありません。
- (2) 上記以外のケースでは、所有者の特定及び意思確認に努めて下さい。なお、必要に応じ仮置き場に移動して差し支えありません。なお、仮置き場に移動する際は、V、VIに記述する参考情報等を参照して下さい。

### Ⅲ. 被災船舶の所有者情報の問い合わせについて

(平成 23 年 3 月 28 日付事務連絡について一部改)

被災船舶の処理を行う自治体において、所有者情報が必要な場合においては、以下の 1. に示す船舶に標示された情報を可能な範囲でご確認の上、2. に示す窓口までお問い合わせください。

#### 1. 船舶に標示された所有者の特定に有用な情報

- ① 船舶番号 (小型船舶 (総トン数 20 トン未満) にあつては、「検査済票番号」ともいう。)
- ② 信号符字
- ③ 漁船登録番号 (漁船に限る)
- ④ 船名
- ⑤ 船籍港

漁船については漁船登録番号、漁船以外については船舶番号又は信号符字のいずれかの情報があれば、所有者の特定は可能ですが、確実性を期すために船名、船籍港の情報も可能な範囲でご連絡ください。

#### 2. 問い合わせ窓口

##### (1) 漁船

漁船登録番号 (標示例参照) の最初の 2 文字 (アルファベット) が漁船登録された道県となりますので次にお問い合わせ下さい。

- ① HK : 北海道水産林務部水産局漁業管理課許認可グループ 古村  
TEL : 011-204-5479 (直) FAX : 011-232-1095
- ② AM : 青森県農林水産部水産局水産振興課漁業管理グループ<sup>おし</sup> 忍  
TEL : 017-734-9593 (直) FAX : 017-734-8166
- ③ IT : 岩手県農林水産部水産振興課漁業調整担当 宮本  
TEL : 019-629-5806 (直) FAX : 019-629-5824
- ④ MG : 宮城県農林水産部水産業振興課漁業調整班 山内  
TEL : 022-211-2932 (直) FAX : 022-211-2939
- ⑤ FS : 福島県水産事務所漁業振興グループ 渡邊  
TEL : 0246-24-6175 (直) FAX : 0246-24-6178
- ⑥ IG : 茨城県農林水産部漁政課 神田  
TEL : 029-301-4080 (直) FAX : 029-301-4089
- ⑦ CB : 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整室 熊谷  
TEL : 043-223-3042 (直) FAX : 043-221-3425
- ⑧ 上記以外 : 水産庁資源管理部管理課 斎藤、神力  
TEL : 03-3592-0732 (直) FAX : 03-3502-0794

## (2) 漁船以外

### ① 大型船舶（総トン数20トン以上）

・・・国土交通省海事局検査測度課登録測度室 竹内、山口

TEL：03-5253-8111（内 44-153、44-154）、03-5253-8639（直）

FAX：03-5253-1644

### ② 小型船舶（総トン数20トン未満）

・・・日本小型船舶検査機構 熱田、越當

TEL：03-3239-0828（直） FAX：03-3239-0829

## 3. その他

被災船舶の処理を行った場合、船舶の登録を抹消する手続き（抹消登録）が必要となります。

船舶の抹消登録は所有者が行うことが原則ですが、所有者が不明である又は避難している場合等のため、その手続きが行われない場合が想定されます。そのため、自治体が被災船舶の処理を行う場合は、処理の受託業者に当該船舶を引き渡した後、下記連絡先に、処理を行った船舶の情報（船舶番号又は漁船登録番号、船名、処理の日付・場所（市町村名））のご連絡をお願いします。（連絡のあった情報をもとに、下記連絡先の各機関において抹消登録等の手続きが実施されることとなります。）

なお、事務手続きの簡素化のため、ある程度まとまった段階で連絡を行うことも可能です。

### ○解体処理を行った船舶情報の連絡先

漁船：2.（1）の各都道府県

大型船舶（漁船を含む）：2.（2）①の国土交通省海事局

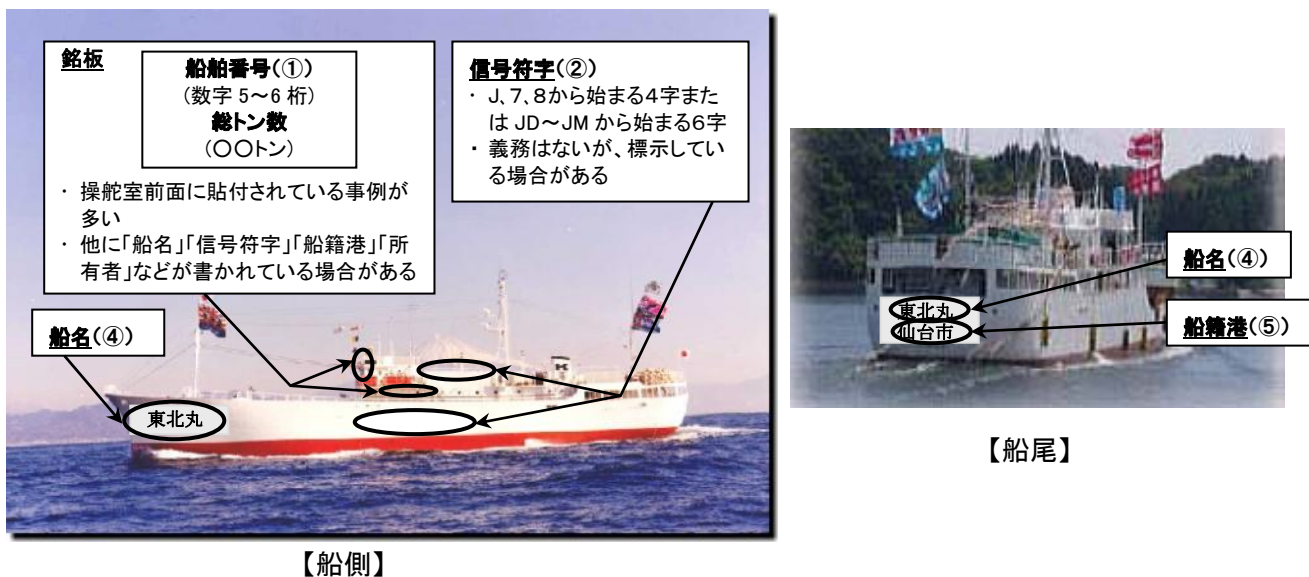
小型船舶：2.（2）②の日本小型船舶検査機構

【船舶番号等の標示例】

○漁船



○大型船舶



○小型船舶



## IV. 被災船舶の所有者への連絡について

### 1. 所有者への連絡

国土交通省海事局、日本小型船舶検査機構(JCI)、都道府県への問い合わせ等により被災船舶の所有者が判明し、所有者に連絡を行う際は、下記のような順序を踏まえ、被災船舶の取扱についての意思確認を行うことが適当です。

①所有者が、被災船舶の所在地を確認しているか否か。

※所有者が被災船舶を確認していない場合、被災船舶の場所を通知する。

②保険の加入の有無及び補償の協議状況は。（「Ⅷ. 船舶の保険に関する参考情報」参照）

③どのように対応する予定か。

＜考えられる選択肢＞

- ・所有者が修理・移動させて再度使用する
- ・所有者が処理する
- ・市町村（又は県）に処理を委ねる

※所有者が被災船舶の扱いについて即時に判断できない場合には、一定程度の猶予期間（2週間～1ヶ月程度）を設けることが考えられます。

※「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として、被災市町村が船舶の処理を実施する場合には、災害廃棄物処理事業の補助対象となります（「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A」（平成23年4月8日付け環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡（参考資料②）参照）。

④（所有者が修理・移動させて再度使用する場合又は所有者が処理する場合）いつ頃船舶を移動または処理するか。どこに移動させるか。

⑤（市町村が処理を行う場合）所有者が船舶の抹消登録を行うべきことについて周知（なお、登録を抹消せずに放置した場合、当該所有者に対し、固定資産税等が引き続き課せられる可能性があります）

### 2. 留意事項

被災船舶に関する対応状況を逐次把握するため、被災船舶の名称や所在地、所有者に連絡した日時、連絡担当者、所有者からの回答期限、所有者の対応方針等を記録したりリストを作成しておくことが便利です。



## V. 被災船舶の運搬方法について

東日本大震災では、大小様々の船舶が被災し、農地や住宅など、通常考えられないような場所にある事例も見られます。これらの被災船舶の運搬に当たっては、その種類や処理の内容、所在地の状況を踏まえ、安全上必要な措置の他、廃油や有害物質の流出等についての環境保全上必要な措置を講じることが必要です。また、廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守することが必要です。

本章では、被災船舶の運搬に関し、参考となる事項について記述しています。今後、得られた知見を踏まえ、更新が行われる予定です。

### 1. 大型船（～数百総トンクラス）の運搬

岸壁沿いに打ち上げられている船舶の場合、クレーン船等により吊り上げて移動が可能なこともあります。

これ以外の船舶（クレーン船の届かない陸地の奥にあるもの、クレーンの能力より重量の大きい船）は、その場で運搬可能な大きさにした後、運搬することとなります。

なお、クレーンによる吊り上げには玉掛け等の専門の知見が必要です。

### 2. 小型船の運搬

一般に長さ 13m までの船舶は、クレーン車やトラック、トレーラによる運搬が可能です。それより大型の船舶では、ケースバイケースでの検討が必要です。

なおクレーンによる吊り上げやトラック・トレーラでの輸送には、玉掛け等専門家の知見が必要です。

### 3. 留意事項

船舶をクレーン車やトラック等で岸壁に運ぶ場合、岸壁までの道路が使用可能か否か、岸壁の強度が十分か否か、水深が確保されているか否か等、その岸壁が使用可能か否かを確認することが必要です。また、廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守することが必要です。

後日所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、運搬前に船舶の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが考えられます。

※ 岸壁が使用可能か否かについては、港湾管理者に確認して下さい。

**【船の長さによる運搬方法の目安】**

- ～ 9m : クレーン付トラックで吊り上げ\*、運搬可能
- ～10m : 吊り上げには 20 トンクレーン車が必要。運搬はトラックで可能。
- ～13m : 吊り上げには 20 トンクレーン車、運搬には低床トレーラが必要。

※ クレーン付トラックで吊り上げられる船体の長さ(~9m)は目安です。作業前に船体重量及びクレーンの能力を確認し、使用する予定のクレーンによる吊り上げが可能であることの確認が必要です。

## VI. 被災船舶の処理について

### 1. はじめに

東日本大震災では、大小様々の船舶が被災し、農地や住宅など、通常考えられないような場所にある事例も見られます。これらの被災船舶の処理に当たっては、その種類や処理の内容、所在地の状況を踏まえ、安全上必要な措置の他、廃油や有害物質の流出、粉じんや騒音の発生等についての環境保全上必要な措置を講じることが必要です。また、廃棄物の処理に当たっては、その処理が適正に行われるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守することが必要です。

本章では、被災船舶の処理に留意すべき事項についてまとめています。今後、得られた知見を踏まえ、随時更新が行われる予定です。

### 2. 小型の船舶の処理

#### (1) 小型の船舶の構成

小型船舶は、主として以下のような素材・部品からなります。

#### ・ 船体

- ①FRP（木製合板にFRPを積層したものもあります）
- ②軽合金（アルミ合金）
- ③木製

#### ・ エンジン関連

- ①船内機及び船内外機 : 鋳鉄が主体で一部がアルミ合金
- ②船外機 : 大半はアルミ合金
- ③燃料タンク : FRP製タンク、ステンレス製タンク  
アルミ合金製タンク、ABS製タンク等

#### ・ その他艀装品（部品類）

ステンレス、アルミ合金、鉄が使用されています。

#### ・ 危険物・有害物

- ①燃料（特にガソリン）
- ②蓄電池（バッテリー）
- ③消火器
- ④火せん（信号紅炎などの火薬）

## (2) 危険物や有害物の除去

処理を安全に行うため、エンジンや燃料タンク、蓄電池、消火器、火せんについては、最初に除去する必要があります。

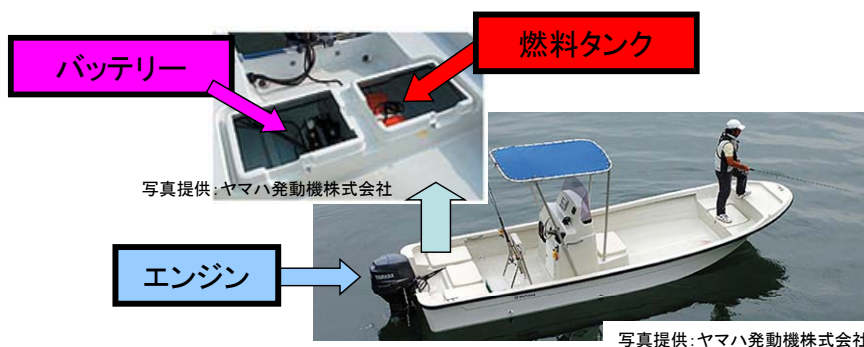
### ①エンジン・燃料タンクの撤去

船の形状ごとに、エンジンと燃料タンクは以下の位置にあります。廃油の流出を防ぐため予め燃料抜きを行う他、土壌汚染の防止に必要な措置を講じ、撤去してください。

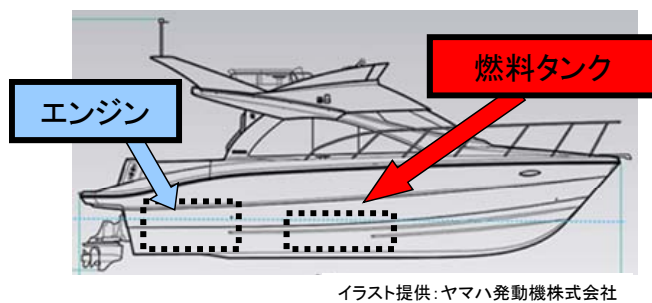
固定の燃料タンクの燃料抜きを行う際は、船体が倒れていない状況で行う必要があります。船体が横転している場合は、船体の向きを正した上で、船外のデッキにある金属のねじ込み式キャップを外して吸引ポンプで排出してください。

なお、船体を起こすことが直ちに出来ない場合は、専門の事業者にご相談して下さい。

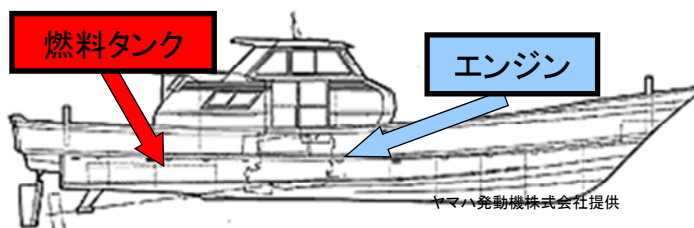
- 船外機：着脱式の携行燃料タンクまたは船体中央から船尾にかけて固定の燃料タンクを装備しています。



- 船内外機：船尾の船内にエンジンがあります。船体中央から船首にかけて固定の燃料タンクを装備しています。



- 船内機：船内の中央部にエンジンがあります。エンジン両サイドから船尾にかけて固定の燃料タンクを1個または2個装備しています。



## ②危険物・有害物等

以下の危険物・有害物の有無を確認し、船体に残っている場合は撤去してください。  
蓄電池（バッテリー）を撤去する際には、感電に注意する必要があります。

- ・蓄電池（バッテリー）（エンジン付近にあります）
- ・消火器（エンジン・操舵室付近にあります）
- ・火せん（信号紅炎などの火薬）（操舵室付近にあります）



写真提供：小型船舶関連事業協議会

## （3）危険物や有害物の除去後の処理

被災船舶の処理に当たっては、安全上及び環境保全上必要な措置を講じることが必要です。例えば破碎時には、船体の端材や粉じんが飛散する他、大きな騒音が発生します。端材や重機への巻き込みが起こらないよう、破碎現場に近づかない等の措置を講じる他、廃油や有害物質の流出による土壌汚染や水質汚濁、粉じんや騒音の発生等について必要な措置を講じることが必要です。配慮すべき事項の詳細については、追って更新することとしています。



## Ⅶ. 船舶に使用されるアスベストについて

古い船舶の一部に、アスベストが使用されている可能性があります。建造年ごとの使用状況及び規制の概要は以下のとおりです。

アスベストが使用されている可能性がある場合は、「廃石綿が混入した災害廃棄物について」（平成 23 年 3 月 19 日付け環境省事務連絡中の別紙）に基づき、適正な処理を行ってください。また、「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」（2006 年 10 月、(財)日本船舶技術研究協会 刊）も必要に応じ参照してください。

なお、小型の船舶(船体が FRP 製のもの)については、アスベストは使用されていないと考えて差し支えありません。

建造年	使用状況・規制の概要
～1975 年頃	吹き付けアスベストも使用されていた可能性あり
1975～1990 年頃	内装材、断熱材等について、一部の造船所でアスベスト使用実績あり
1990 年頃～2002 年 6 月	機関室内配管の断熱材・パッキンや揚錨機のブレーキライニング等に限り、一部の中小造船所でアスベスト含有品の使用実績あり
2002 年 7 月～ 2006 年 8 月	船舶安全法関係法令により、アスベストの使用は一部（高温高圧下で使用される水密継手等）を除いて禁止
(2005 年)	修繕等の機会を捉えて、船内のアスベストを除去することに努めるよう造船事業者に通達
2006 年 9 月～	船舶安全法関係法令により、アスベストの使用は全面禁止



配管部分のアスベスト布団



フランジ用シートパッキン

## VIII. 船舶の保険に関する参考情報

貨物船、旅客船、漁船等の事業用船舶には、通常、以下の保険がかけられています。

被災船舶について、船舶所有者が保険会社と協議をしながらその処理について検討を進めている可能性があります。船舶所有者へ連絡する際は、被災船舶に関し、下記に示す保険の加入の有無や補償の協議状況について確認することが適当です。

### ○ 船体保険（漁船の場合は、「普通損害保険」）

船舶が損傷した場合、その修繕等の費用を補償する保険です。船舶が全損の場合、船舶の価値に応じた保険金が船舶所有者に支払われます。一般的に船体保険の場合、地震・津波による損害については、補償の対象となります（例外的に、補償の対象とならない場合もあります）。

今回の震災で被災した船舶を修理して再使用する場合には、船舶所有者は船舶の修理地までの移動費用を含めた修繕費について補償を受けることができます。この場合、船舶所有者が保険会社とも協議しながら、船舶の移動などの手配を行うこととなります。

ただし、移動費用と修理費が保険金の上限額を超える場合には、「全損」の評価となり、撤去・処理することとなる場合があります。

### ○ 船主責任保険（漁船の場合には「漁船船主責任保険」）

船舶所有者が負うべき責任に対して発生した船舶所有者の費用を補償する保険です（例：過失により生じた物損に対する損害賠償費用等）。

今回の震災で全損となった船舶を、船舶所有者の責任で撤去・処理しなければならない場合、これに要した費用が補償されます。

「船舶所有者の責任」の有無によって、保険金の支払いが決定されることとなります。以下のようなケースについて、保険金の支払いが認められる可能性があります。

- ◆ 港の公共岸壁に打ち上げられた船舶（全損評価）に、岸壁の管理者から撤去命令が発出された場合
- ◆ 私有地に打ち上げられた船舶（全損評価）に、私有地の所有者の請求に基づき裁判所から撤去の仮処分命令が発出された場合

※ プレジャーボートについては、保険の補償内容が個々の保険契約によって異なっており、上記のような十分な補償内容の契約は少ないものと考えられます。

## 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すものである。

### 1. 作業のための私有地立入りについて

作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、その所有者等に連絡し、又はその承諾を得なくても差し支えない。ただし、可能な限り所有者等の承諾を得、あるいは作業に立ち会っていただくことが望ましいことから、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知することが望ましい。

### 2. 損壊家屋等の撤去について

#### (1) 建物について

- 倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。
- 本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。
- 敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい。
- 建物内の動産の扱いについては、後記（4）による。

#### (2) 自動車について

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。
- 上記以外の自動車については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に写真等で記録しておくことが望ましい。
- 原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。
- 自動車内の動産の扱いは後記（4）による。



### (3) 船舶

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、廃棄する。
- 上記以外の船舶については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。
- 船舶内の動産の扱いは後記(4)による。

### (4) 動産(自動車及び船舶を除く。)

- 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。
- 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。
- 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

平成 23 年 4 月 8 日

東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する Q & A

環境省廃棄物リサイクル部  
廃棄物対策課

Q 1. 本処理事業の対象には、自動車、船舶も含まれるのか。

A 1. 本処理事業の対象には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条に規定する「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として、被災市町村が実施する場合には、自動車、船舶の処理も含まれる。

Q 2. 中小企業の災害廃棄物については、本件処理事業に該当するのか。

A 2. 阪神淡路大震災の際は、被災市町村内に事務所を有する中小企業にかかる、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、解体工事と併せ、処理事業の対象とした。

今回の東日本大震災の場合においても、同様とする予定。

Q 3. 大企業の災害廃棄物についても、本件処理事業に該当するのか。

A 3. 阪神淡路大震災の際は、被災市町村内に事務所を有する大企業であって、次の要件のいずれかを満たすものの、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、処理事業の対象とした。なお、大企業の場合には、解体工事は対象としなかった。

今回の東日本大震災の場合においても、同様とする予定。

(1)地震発生後 2 月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 20 以上減少したもの

(2)被災事業者と被災市町村内に事業所を有する事業者との取引依存度が 100 分の 20 以上のもの

(3)被災市町村内にある企業の事務所の従業員数の割合が 2 割以上のもの